

Client Alert

April 2011

地震災害に関連して提起された訴訟事例

はじめに

このたびの東日本大震災とこれに伴う諸事象により被災又は影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。このような未曾有の大災害に起因して、今後各種法的紛争の生起が予想されるようですが、今回は、16年前に発生した阪神・淡路大震災に関連してどのような訴訟が裁判所に提起されたのか、保険金請求に関する事案と労働問題に関する事案の大きく二つに分けて裁判例を紹介いたします。

1. 保険金の支払等が請求された事案

1. 判例の紹介

- 神戸地裁平成14年9月3日判決
火災保険契約に付された地震免責条項の有効性が認められた事案

原告は、その所有する建物が阪神大震災により発生した火災により焼失したとして、被告保険会社との間で締結した火災保険契約に基づき保険金の支払等を請求した。もっともこの火災保険契約には、地震により発生した火災については保険の対象外とする地震免責条項が含まれていた。原告は、i)この地震免責条項が公序良俗違反である、ii)地震免責条項は限定的に解釈されるべきであり、本件火災に地震免責条項の適用はないなどと主張した。これに対し裁判所は、①地震免責条項は、現行の制度、運用を前提とする限り、その内容は合理的で妥当性を有するものである、②本件建物の火災損害は、本件地震免責条項に該当すると判断して原告の請求を棄却した。

- 最高裁平成15年12月9日判決
保険会社が地震保険に関する情報提供を怠ったことを理由とする慰謝料請求が否定された事案

上記神戸地裁判決の事案と同様、阪神大震災により発生した火災により建物及び家財を失った原告らが火災保険契約（地震免責条項を含む）を締結していた保険会社に対し、火災保険契約を締結する際に保険会社が地震保険に関する事項について情報提供や説明をすべき義務を怠ったことが不法行為に該当する等として慰謝料等の損害賠償を請求した。原審である大阪高裁は、「保険会社には地震保険に関する事項について情報提供や説明をすべき信義則上の義務がある」として、地震保険に関する説明を怠ったことに対する保険会社側の損害賠償責任を一部認めたが、本最高裁判例は「地震保険に加入するか否かについての意思決定は財産的利益に関するものであることにかんがみると、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に不十分な点があったとしても、特段の事情がない限り、これをもって慰謝料請求権の発生を是認しうる違法行為と評価することはできない」と述べて、保険会社側の損害賠償責任を否定した。

2. コメント

阪神大震災では、火災による被害が甚大であったため、火災保険の保険金の支払をめぐる裁判例が多く見られる。上記の2つの判例は①地震免責条項の有効性、および②保険会社の地震保険に関する説明義務違反を理由とする損害賠償責任の成否が争われた事案であり、他の多くの事案でも同様の点が争われているため参考になる。これに対して、今回の東日本大震災では津波による被害が甚大であり、火災による被害は報道でもさほど取り上げられていない。しかし、傷害保険や医療保険など他の損害保険にも地震や津波の場合の免責条項が含まれる場合があり、また、「核燃料物質、その汚染物の放射性・爆発性などの事故」も免責事由とされている例があるため、今回の震災に関しても類似の紛争が生じる可能性はある。

2. 労働関係が問題となった事案

1. 判例の紹介

- **神戸地裁平成14年8月23日判決**
地震による経営悪化を理由とする賃金カットの効力が否定された事案

阪神淡路大震災の影響を受けて経営が悪化した被告（公益社団法人）が、10事業場の1つである神戸支部の従業員についてのみ「基準内賃金を50%（平成13年4月1日現在の満年齢が41歳未満のものは30%）引き下げる。」等の就業規則の変更を行ったことから、神戸支部労組の組合員である原告らが賃金カット前の賃金額との差額賃金の支払を求めた事案である。裁判所は、①神戸支部では大幅な赤字が続いており、賃金カットによる経営削減策が必要かつ有効な収支改善策の一つであることは否定できないとしても②41歳以上で、かつ、平均年齢が52歳である原告らが、本件賃金カットによって被る不利益はあまりにも大きく、合理性を有するものとはいえない、③代償措置も十分なものとはいえない、④役員等の賃金減額措置は軽微なものに過ぎないこと等を理由として本件賃金カットの効力を否定した。地震の点については「神戸支部の赤字が突出しているのは事実としても、その赤字の原因は阪神・淡路大震災という客観的的外部的要因の影響が大きいことからすれば、それによる不利益を神戸支部の従業員にのみ負担させるのは酷である」と判断しており、地震により被災した地の従業員のみ賃金カットの負担を負わせることの合理性を疑問視している。

- **神戸地裁平成8年6月11日決定**
阪神大震災後の廃業に伴う解雇が違法・無効とされ、労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める仮処分申立てが認められた事案

債務者は食油の運搬等を業とする会社であり、債権者らは同社にトラック運転手として勤務しており、単位労働組合同社分社の分会員である。債務者と同労働組合は「組合員に影響を与える身分・賃金・労働条件の変更について組合と事前に交渉し、労使合意の上で円満に行うことを誓約する」旨の条項を含む労働協約を締結していた。債務者の代表者は阪神大震災の直後から廃業することを考え始め、全従業員に対し、組合との合意を得られないまま営業の停止と従業員全員の解雇を通告したが、債権者らは本件解雇が前記条項に違反するものであり違法・無効であると主張した。裁判所は、廃業に伴う全従業員を対象とした解雇において、本件条項所定の「労使合意」を欠いている場合でも、①廃業を決意することの合理性が客観的に認められ、かつ②このことを組合との協議の場で誠意をもって説明した場合には、解雇は法律

本クライアントアラートに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

穂高 弥生子

+ 81 3 5157 2864
yaeko.hodaka@bakermckenzie.com

西垣 建剛

+ 81 3 5157 2790
kengo.nishigaki@bakermckenzie.com

十時 啓

+ 81 3 5157 4322
hiraku.totoki@bakermckenzie.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ペーカー&マッケンジー外国法
事務所弁護士事務所
(外国法共同事業)

〒100-0014
東京都千代田区永田町 2-13-10
プルデンシャルタワー
Tel + 81 3 5157 2700
Fax + 81 3 5157 2900
www.taalo-bakernet.com
www.bakermckenzie.com

上有効であるとの規範を示した上、本件では債務者が組合に対して廃業を決意した理由を誠意をもって説明していないとして、本件解雇は違法、無効であるとした。本件は仮処分事件であるが、地震の点については、「保全の必要性」の判断の場面で「債権者が阪神大震災後、仮設住宅で生活していること」を判断の基礎としている。

2. コメント

企業側としては、大地震という企業にもコントロールできない事情によって経営悪化などの事情が生じている以上、賃金減額や整理解雇は平時よりも緩やかな基準で認められるべきであると主張したいところであるが、上記2つの裁判例では必ずしも地震という事情が企業側に有利な事情として捉えられておらず、平時における就業規則の不利益変更（賃金カット）、整理解雇の場合と同様にその合理性が判断される傾向にあると思われる。

最後に

阪神・淡路大震災では、たとえば不可抗力に基づく解除の有効性など、企業同士の経済活動に関する契約上の紛争が裁判所に持ち込まれることはなかったようであるが、今回の震災の規模の大きさが日本全国ひいては海外との取引にまで広範な影響を及ぼしていることからすると、今後このような地震に起因する取引関係の紛争についても裁判で争われるケースが出てくると思われる。